一七〇四・九〇	その他のもの						
	甘草エキス（菓子にしたものを除く。）	A					
	その他のもの						
	キャンデー類及びキャラメル	X					
	その他のもの	Q					(47)
第一八類							
一八〇一・〇〇	ココア及びその調製品						
一八〇二・〇〇	カカオ豆（生のもの及び煎ったもので、全形のもの及び割ったものに限る。）	A					
一八・〇三	カカオ豆の殻、皮その他のくず	A					
一八〇三・一〇	ココアペースト（脱脂してあるかないかを問わない。）						
一八〇三・二〇	脱脂してないもの	B 5	五％				
一八〇四・〇〇	完全に又は部分的に脱脂したもの	B 7	一〇％				
一八〇五・〇〇	カカオ脂	A					
一八・〇六	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものを除く。）	B 7	一二・九％				
一八〇六・一〇	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品						
	ココア粉（砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）	X					
	砂糖を加えたもの	B 7	一五％				
	その他のもの						
一八〇六・二〇	その他の調製品（塊状、板状又は棒状のもので、その重量が二キログラムを超えるもの及び液状、ペースト状、粉状、粒状その他これらに類する形状のもので、正味重量が二キログラムを超える容器入り又は直接包装にしたものに限る。）	X					
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）						
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	X					
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの	P	二三・八％				(18)
	その他のもの	P	二一・三％				(12)
	完全に又は部分的に脱脂したもの						
	砂糖を加えたもの	P	二三・八％				(18)
	その他のもの	P	二一・三％				(12)
	脱脂してないもの						
	砂糖を加えたもの	P	二九・八％	X			(17)
	チューインガムその他の砂糖菓子及び塊状、板状、棒状又はペースト状の調製品						
	チューインガムその他の砂糖菓子及び各成分のうち砂糖の重量が最大のもの	X					
	その他のもの						
	その他のもの	S					
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの						
	その他のもの	X					
	砂糖を加えたもの	Q	一〇％				(48)
	チョコレートの原料として使用するもの						
	その他のもの	X					
一八〇六・三一	その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）						
	詰物をしたもの	P	一〇％				(19)
一八〇六・三二	詰物をしてないもの						
	チョコレート菓子	X					
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの	B 15	二一・三％				
	その他のもの	X					
一八〇六・九〇	その他のもの						
	チョコレート菓子	P	一〇％				(19)

	その他のもの						
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇％未満のものに限る。）						
	ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）	X					
	その他のもの						
	砂糖を加えたもの	P	二三・八％				(18)
	その他のもの	P	二一・三％				(20)
	砂糖を加えたもの	P	二一・三％				(20)
	その他のもの						
第一九類							
一九・〇一	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品						
	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五％未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	X					
一九〇一・一〇	育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）						
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	X					
	その他のもの						
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品						
	砂糖を加えたもの	P	二一・三％				
	その他のもの						
一九〇一・二〇	第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地	X					
	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）	B 15	二一・三％				
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇％以上のものに限る。）及び米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	X					
	米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有する調製食料品で、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五％を超えるもの（ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）	X					
	米産品、小麦産品（ライ小麦産品を含む。）又は大麦産品（裸麦産品を含むものに限る。）が最大の重量を占めるもの	X					
	でん粉が最大の重量を含有するもの	X					
	小麦でん粉を含有するもの	R					
	その他のもの	X					
	各年度において政令で定める限度数量以内のもの	R					
	その他のもの	X					
	その他のもの						
	第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品						
	砂糖を加えたもの	X					
	その他のもの	R					
	その他のもの	X					